

10-1

総学庶第80号 昭和50年2月3日

大蔵大臣、文部大臣、農林大臣、
通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、
自治大臣、科学技術庁長官、環境庁長官

} 殿(各通)

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先: 大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県

広島県、山口県、徳島県、香川県、

愛媛県、福岡県および大分県各知事、

神戸市長、大阪市長

瀬戸内海における重油流出事故による被害状況の調査・研究に關し、緊急に
予算措置を講ずること(要望)

標記のことについて、本会議第67回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

去る1974年12月18日に発生した三菱石油水島製油所からの大量の重油流出事故は、瀬戸内海の沿岸を広範に汚染し、漁業養殖業及び沿岸住民の生活に甚大な被害をもたらしている。この空前の大規模な濃厚汚染は、今後長期にわたって瀬戸内海の生物相を破壊し、生物生産に重大な影響を及ぼすことが憂慮されている。

今回のごとき重油汚染による被害にたいして適切な対策をとるためにも被害状況—汚染の住民生活、沿岸環境、漁業養殖業及び生物生産に及ぼす短期長期の影響—を徹底的に科学的に解明することが必要であり、それと併行して瀬戸内海の海洋学的及び生態学的基礎調査も積極的に行わねばならない。

これらの調査・研究は時機を失せず行うことが必要でありできるだけ広く各方面の科学者の協力を得ることが望ましく、とくに瀬戸内海沿岸の各大学・試験研究機関の取り組み方を可能とする条件の整備をすることが必要である。なお、これに関して、迅速かつ十分な調査・研究が行われるよう緊急に予算措置を講ぜられることを要望する。

10-2

総学庶第579号 昭和50年5月10日

内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、
文部大臣、自治大臣、総理府総務長官、
科学技術庁長官、人事院総裁

} 殿(各通)

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先: 衆議院議長、参議院議長、法務大臣、厚

生大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸

大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、

環境庁長官、経済企画庁長官、日本ユネ

スコ国内委員会会長

「科学研究者の地位に関する勧告」の我が国における実現について（要望）
標記について、本会議第68回総会の趣に基づき、下記のとおり要望します。

記

先に、本会議第65回総会における声明「科学研究者の地位に関するユネスコの国際勧告について」（別添資料）でその速やかな成立を要望していた標記勧告が、ユネスコ第18回総会において、日本政府の賛成を含めて圧倒的多数をもって採択され成立したことはよろこびにたえないところである。

よって、本会議は、本勧告の重要性にかんがみ、政府がその周知徹底を図るとともに、その趣旨が国内において速やかに実現されるよう、努力されることを要望する。

なお、本会議としても、本勧告に関する特別委員会を設置し、シンポジウムの開催、必要な国内諸制度の研究にあたるなど本勧告の趣旨の実現のための諸措置について具体的検討を進める所存があるので、本会議と密接な連絡をとられるよう、併せて要望する。

（別添資料）

科学研究者の地位に関するユネスコの国際勧告について（声明）

昭和49年4月26日

第65回総会

国連教育科学文化機関（ユネスコ）が、来る10月～11月に開催される第18回総会に上程する予定で現在討議中の「科学研究者の地位に関する国際勧告」は科学者の義務と責任を明らかにし、その正当な地位を保障しようとする趣旨のものである。特に科学研究の公民的及び倫理的側面を強調したことは、内外の科学者にとって、極めて重要な意義をもつものである。

日本学術会議は、本国際勧告の内容がその趣旨に沿うものとなり、かつ、できるだけ速やかにユネスコ総会で採択されることを強く期待するものである。本会議は、極力我が国科学者の総意の上に立って、この期待を実現したいと考える。

ここに政府の積極的姿勢を強く期待するとともに全国、全専門分野の科学者、学・協会の協力を切に要望するものである。

なお、このために、本総会において承認された運営審議会付属ユネスコ小委員会の「科学研究者の地位に関する国際勧告草案にたいする見解」を本声明に添付するほか、今後討議に必要な資料の配布、情報の伝達等については、本会議として、可能な限り努力を払いたいと考える。

別紙

科学研究者の地位に関する国際勧告草案（ユネスコ）（SC/MD/41 Annex III）に対する見解

1974年4月13日

日本学術会議運営審議会付属
ユネスコ小委員会

I 総体的な評価

本勧告草案の意義とその内容を、全体として、高く評価し、かつ、これを積極的に支持する。

1. 本勧告草案の内容は、国連憲章、ユネスコ憲章、世界人権宣言の精神に合致し、かつ日本国憲法並びにこれらに基づくユネスコ活動に関する法律の趣旨に沿い、また、日本学術会議設立の趣旨にも正に合致するものである。
2. 本勧告草案の内容は、日本学術会議が、従来、科学・技術、科学者の地位に関して表明してきた見解（勧告、申入れ、声明等、特に「科学研究基本法」の制定に関する勧告、及び学問・思想の自由、科学者の待遇の諸問題に関する勧告等）と即応する部分が多い。また、近年における我が国の科学・技術の現状、科学者の地位の状況にかんがみるならば、このような内容の国際勧告が採択されることとは、我が国の科学者にとってはもちろんのこと、広く国民にとっても少なからざる意義をもつものと考えられる。これは、内外の科学者にとって、かってのユネスコの「教師の地位に関する勧告」（1966年）にまさるとも劣らぬ重要な国際文書となること疑いないであろう。
3. 本勧告草案の起草に当たっては「予備報告」（SC/MD/35）にたいして各国から寄せられた意見等を可能な限り取り入れ、合意に達せられるよう格段の努力が払われていることは明白であって（SC/MD/41 Annex II参照）、この点、ユネスコ事務局長以下関係者の努力にたいし、深じんな敬意を表するものである。

なお、本会議が「予備報告」にたいしてのべた見解中、その若干の弱点として指摘した条項の大半は、今回の勧告草案では改善されており、この点も本会議としてはきん快の至りである。

II 本勧告草案に補足を要望する若干の事項

以上のごとく、本勧告草案を全体として高く評価し、積極的に支持する立場に立って、可能ならば、下記の諸項目について考慮されることを要望したい。

1. 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上又はその他の意見等による差別があつてはならないことについては、para. 11-(a)で言及されているが、このことの重要性にかんがみ、また、これは国連憲章、世界人権宣言等、本勧告草案もそれらに依拠している重要国際文書（前文第2節及び付属書参照）が掲げている基本的原則であることにかんがみ、前文中に明記されることが望ましい。
2. 前文第3節3-(a), (b)に關連して、科学の歴史的発展の現段階に関する大局的位置づけを、例えば前文中で行うことが適切であろう。
特に、このことは、本勧告草案のもつ今日的意義を明白にするためにも、また、とりわけ先進国と発展途上国における研究開発及び科学者の地位に関する本文中の関係条項の意義を明らかにするためにも必要であると考えられる。
3. 本勧告草案の根底をなす基本的原則にかんがみるならば、他方、それは本会議が従来とてきた立場にも合致するものであるが、科学の研究・開発の成果の無視又は悪用、濫用、及び科学者の資質の悪用、濫用を防止することは科学者の社会的責任でもあり、同時に奮うべからざる権利でもあることが、例えば前文中に明記されることが望まれる。
4. 本勧告草案において「科学研究の市民的、倫理的次元」（Section V）が重視されているの

みでなく、本勧告草案の全体を貫く指導的精神にかんがみるならば、Section I, para. 1-(a)-(ii)における社会科学への言及に更に加えて、人文科学（哲学、文学、美学等）の重要性が指摘されることが望ましい。

5. 本勧告草案では、科学研究者の創造的資質の育成、尊重とその成果の評価、公開が強調されており、このことは高く評価すべきである。

だが、科学者の創造性が發揮されるために、極めて重要、かつ、不可欠な役割を期待されている研究補助者の地位の尊重についても明示することが望ましい。

6. para. 15-(e), para. 24, 33などと関連して、本人の意思を尊重すること、並びに配置転換、業績評価等に際しては、本人にたいし、民主的に選ばれた第三者判定機関への申立（appeal）の権利を保障することが望ましい。

10-3

総学庶第858号 昭和50年7月2日

文部大臣 永井道雄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和51年度科学研究振興に必要な予算について（申入れ）

標記について本会議第461回運営審議会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

本会議は、政府に対し、従前より科学研究の振興に関して勧告を行っているが、なかでも、科学研究振興のための国家支出の飛躍的な増大とその体系の整備の緊要性について力説してきた。また、文部省所管の科学研究振興費、特に科学研究費補助金については、我が国の学問、とりわけ基礎科学の発展に果している役割並びに全科学者の同補助金に対する期待が極めて大なるものがあることにはかんがみ、その大幅な増額を毎年、強く要望してきたところである。

それにもかかわらず、科学研究振興のための全般的経費は本会議の要望に応ずるにたる拡大増加がみられず、ことに科学研究費補助金については年々増額してきているものの、いまだに不十分であると考えるので、貴省の一層の努力を期待するものである。

科学研究費は、昭和50年度において幸い前年に比し、28億円の増額が行われたが、その増額は卒直にいってまだ十分とは言えない。すなわち、申請総額755億円に対し、予算総額は168億円に過ぎず、かねての「要望」にも述べたとおり、近年の物価騰貴が研究費に及ぼす影響は深刻であり、この事態に対応する額としてはきわめて不十分である。そのため、科学研究費補助金の飛躍的増加を期待する科学者の声はいよいよ増大している。

したがって、本会議は昭和51年度においては、少なくとも申請額の半ば程度を満たすことを目指として、総額並びに区分を下表のとおりとすることを適当と認めたので、その実現を強く要望するとともに、これを、人文、社会、自然の各分野を通じた科学研究の調和的発展のため、有効適切に使用する方法についてもさらに配慮を加えられるよう要望する。